

バス路線の休廃止に係る手続きについて

令和8年1月15日改正
三重県地域公共交通協議会バス専門部会

1 地域バス部会における利用状況の共有等

原則、毎年2月に地域バス部会を開催し、各地域の路線バスの利用状況等を共有するとともに、生産性向上の取組等について意見交換を行う。

また、特段の理由がある場合を除き、バス事業者は、地域バス部会において、対策を講じなければ2年以上存続させることが困難と見込まれる路線を「要対策路線」として報告する。

2 利用促進等対策検討会議における対策の検討

要対策路線のうち、地域間幹線系統及び複数の市町に跨る路線については、関係市町、バス事業者、県、及び必要に応じて運輸支局を加えて構成する「利用促進等対策検討会議」を設置し、以下のとおり、利用促進等の対策について検討するとともに、休廃止への対応について合意形成を図り、その状況を適宜バス専門部会に報告する。

なお、単一の市町内で完結する路線については、当該市町とバス事業者において適切な対策を講じる。

- (1) 市町は、要対策路線の利用状況等について、市町広報、回覧板等を通じ、住民に周知するとともに、改善目標を設定して利用促進に取り組む。利用促進に取り組む期間は、1年以上確保するよう努める。
- (2) 利用促進の取組を検証し、目標を達成するなどの改善が見られた場合、当該路線は存続するものとする。
- (3) 利用促進の取組を実施してもなお利用状況の改善が見られず、バス事業者による存続が困難な場合、市町は、代替手段について検討を行う。
- (4) バス事業者は、(1)の利用促進及び(3)の代替手段について、十分な検討を行うことができるよう協力する。
- (5) 県は、対策に必要な情報の提供及び調整を行う。

3 バス専門部会における休廃止手続き

バス路線の休廃止について、利用促進等対策検討会議において合意に至った場合、バス事業者は、以下のとおり、バス専門部会長に対しバス路線の休廃止の申し出を行う。

- (1) 休廃止の時期は、原則3月または9月とし、当該申し出は、利用促進等対策検討会議において別に合意があった場合を除き、原則6か月前に行う。
- (2) 休廃止の申し出があった場合、バス専門部会長は、関係市町長あてにその旨通知するとともに、2か月程度期間を設けて意見照会を行う。

(3) バス専門部会を開催し、当該路線の休廃止について協議する。その際、市町長の意見を尊重する。

4 本手続きを経ずに休廃止の届出を行った場合の取扱い

バス事業者は、本手続きを経ることなく、道路運送法等に定めるところにより、国土交通大臣に路線の休廃止を届け出た場合は、その内容をバス専門部会に報告する。